

議案第14号

鳥取県立高等学校学則の一部改正について

鳥取県立高等学校学則の一部改正について、別紙のとおり議決を求めます。

令和5年3月17日

鳥取県教育委員会教育長 足 羽 英 樹

◇鳥取県立高等学校学則の一部改正について

1 規則の改正理由

- (1) 新たな休業日の導入及び休暇取得の促進に係る校長の裁量権拡大のため所要の改定を行う。
 - ・学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第29条に規定する「家庭及び地域における体験的な学習活動その他の学習活動のための休業日（体験的学習活動等休業日）」を規定する。
- (2) 多様な生徒の入学に対する生徒指導体制の充実及び働き方改革の推進のため所要の改定を行う。
 - ・学年始休業日の期間に係る規定を改める。

2 規則案の概要

- (1) 休業日について次のとおり改める。

「家庭及び地域における体験的な学習活動その他の学習活動のための休業日（体験的学習活動等休業日）」を規定するとともに当該休業日の日数を、既に規定する夏季休業日及び冬季休業日の総日数に含めることに改める。

学年始休業日の期間を2日間拡大し4月1日から4月8日までとするとともに、夏季休業日、冬季休業日及び体験的学習活動等休業日の総日数を2日間縮小し55日以内に改める。
- (2) 施行期日は、令和5年4月1日とする。

鳥取県立高等学校学則の一部を改正する規則

鳥取県立高等学校学則（昭和 51 年鳥取県教育委員会規則第 10 号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(休業日)</p> <p>第 5 条 休業日は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 学年始休業日 4 月 1 日から<u>4 月 8 日</u>まで</p> <p>(4) 夏季休業日及び冬季休業日 <u>校長が定める日</u> (総日数は、<u>第 6 号の規定により定めた体験的学習活動等休業日の日数を含め、55 日以内とする。</u>)</p> <p>(5) 略</p> <p><u>(6) 学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第 29 条第 1 項に規定する体験的学習活動等休業日</u> <u>校長が定める日</u></p> <p><u>(7) 略</u></p> <p>2～4 略</p> <p>5 校長は、教育上必要があると認めるときは、第 1 項第 1 号から<u>第 6 号</u>までに掲げる休業日又は第 2 項若しくは前項の規定による休業日を臨時に変更することができる。</p>	<p>(休業日)</p> <p>第 5 条 休業日は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 学年始休業日 4 月 1 日から<u>4 月 6 日</u>まで</p> <p>(4) 夏季休業日及び冬季休業日 <u>校長が定めた日</u> (総日数は <u>57 日以内とする。</u>)</p> <p>(5) 略</p> <p><u>(6) 略</u></p> <p>2～4 略</p> <p>5 校長は、教育上必要があると認めるときは、第 1 項第 1 号から<u>第 5 号</u>までに掲げる休業日又は第 2 項若しくは前項の規定による休業日を臨時に変更することができる。</p>

附 則

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。